

税制調査会 第4回専門家委員会議事録

日 時：平成22年4月14日（水）15時00分～

場 所：合同庁舎第4号館11F 共用第1特別会議室

○神野委員長

それでは、定刻になりましたので、第4回専門家委員会を開催したいと存じます。副大臣にもおいでいただきまして、また今日は古本政務官にもおいでいただいておりますので、お忙しい中本当にありがとうございます。

本日は、前回予告をいたしておりますように、消費課税、それから、消費課税の一つの形態だと考えられます環境課税を議論するとともに、もう一つ地方税について議論をしたいと思っております。

それでは、時間がございませんので、事務局の方から資料につきまして御説明していただいた後、討議を進めていくことにしたいと思います。この資料は4月12日に開催いたしました基礎問題検討小委員会において検討した結果を踏まえて準備をさせていただいております。前回同様、資料が大部でございますので、事前に委員の皆様方にお送りしておりますので、事務局の方からの説明は簡潔にということをお願いした上で、まず、消費税につきまして財務省主税局の新川税制第二課長から御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○新川税制第二課長

新川でございます。それでは、早速ですが、お手元の資料の一番上、資料（消費税）と書いた資料に従って御説明いたします。

1枚おめくりいただきまして、1ページが、年末にまとめました大綱の抜粋でございます。消費税について記述がございますけれども、特に下の2行をごらんいただきますと「消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、用途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討していきます。」ということになってございます。

以下、これらの項目に関連する資料をまとめてございますので、御紹介させていただきます。

2ページは、税収の推移、安定した消費税の税収ということでございます。

3ページは、消費税のこれまでの歩みを年表の形式でまとめたものでございます。

4ページは、やや詳しく、その改正の中身について記述してございますが、これは後ほどまた別の資料で御説明をさせていただきます。

5ページは、消費税の用途に関する資料でございますが、平成11年度予算から消費税については予算総則で用途等を限定するというところで、基礎年金、老人医療、介護、この3経費に対して消費税の国分を充てるとされているところでございます。

6、7ページは、社会保障関連の資料をいくつか並べております。6ページが、人

ロピラミッドでございます。団塊の世代、あるいは第2次ベビーブーマーといったところがこぶになっている、極めて特異な人口構成をしているということで、その結果、7ページをごらんいただきますと、高齢化率については、その水準及び進行の速度、いずれも主要国で最高水準で今後進んでいく。この傾向が、この先数十年続くということでございます。

8ページは、社会保障給付と負担の推移、厚生労働省作成の資料でございます。大きなものは、年金、医療、介護を含む福祉ということでございます。年金もかなり伸びてまいりますけれども、医療、介護の伸び、これも年金を上回る伸び率ということで、今後急速に伸びていくということでございます。

9ページ以降、いくつか国民負担率に関する資料を付けてございます。9、10、11と、それぞれ租税負担率あるいは国民負担率といったものを国際比較したものでございます。

12ページ以降、これは消費税導入、あるいは税率引上げのときの経済の状況についてまとめたものでございます。ただ、これは客観的に数字とその当時の「年次経済報告」、いわゆる経済白書でどう分析したかということで、言わば当時の政府の公式の見解ということでございます。導入時については、駆け込みとその反動減があった。ただ、その後は物価が安定的に推移して、可処分所得が着実に増加したことで、力強い内需拡大が続いたということでございます。

それから、消費税率引上げ時、平成10年の白書ですが、これも同じく駆け込みと反動減がその前後にあったわけですが、これはその後の金融破綻やアジア通貨危機などがあった急速に経済が悪化したということでございます。

13、14ページと、そのGDPあるいは消費支出等々の経済指標をグラフにしております。

15ページ以降が、先ほどの大綱との関係で言えば、いわゆる逆進性と呼ばれるものについての消費税のインプリケーションということでございますが、15ページ、平成19年における収入階級別の実収入と税負担を表したもので、これは実額でございます。ちょっとこれだけではわかりにくいので、16ページをめくっていただきますと、その割合を示したものでございます。消費税の引上げのありました平成9年を挟んだ8年、10年、それから、直近の19年について割合を書いてございますが、収入の分位が高いほど税全体で見れば負担割合は増えている。他方、消費税については、この負担割合は所得が上がるにしたがって減っていくという構造が、税率を変えても維持されているということでございます。

逆に言えば、消費税については、所得が高い方ほど負担割合は小さくなりますが、税全体で見れば所得の高い方が負担割合も大きいということになるかと思えます。

17ページ、今度は負担の面で社会保険料も入れたもの、それから、受益の側も並べて書いたものでございます。所得が低い方ほど受益は大きい、逆に所得の高い方ほど

負担も大きいという構造になろうと思いますので、逆進性については、こういった面も考える必要があるということでございます。

18 ページはジニ係数、いわゆる所得格差の係数の税なり社会保障による改善度ということでございます。最近あるいはここ数年を見てまいりますと、税なり社会保障制度によって所得格差が改善された結果、その改善後の水準はほぼ横ばいということになってございますが、ただし、税による改善、社会保障による改善を分けますと、社会保障による改善が大きく出る。これは、多くの部分は年金給付による改善ということになりますから、高齢化が進行すれば、社会保障による改善度の役割は大きくなる。したがって、こういった所得再分配について、社会保障の効果といったものも併せて考える必要があるかと思えます。

19 ページ以降が、税率の国際化、あるいは複数税率といったものに関するインプリケーションで、19 ページは各国比較でございます。

20 ページは、E C 指令における付加価値税の税率構造ということで、標準税率は上の方にありますように 15%を下回らない。それから、軽減税率は一または二で、軽減税率は 5%を下回らない。こういった指令ということになっております。

更に詳しくは、次の 21 ページに主要な国についてかいつまんで書いてございます。標準税率が上から 3 つ目のところがございますが、それにいろいろな複数税率等々あり、一番下の欄、A/Cと書いてありますが、これは民間最終消費支出と付加価値税収を比率で表したものでございます。日本は税率が 5%ですけれども、最終消費支出と比較すれば税収は 4.2 です。イギリスは 17.5%でありますけれども、かなり広範なゼロ税率、あるいは軽減税率がある結果、対民間最終消費支出では 11.3%という結果になっております。

22 ページは、食料品に対する軽減ということでありましてけれども、各国いろいろ食料品か否かというところで線引きはいろいろ苦労している。

例えばフランスをごらんいただきますと、キャビア、フォアグラ、トリュフ等は同じようなぜいたく品ということになるんでしょうが、輸入品たるキャビアは標準税率、国内農家の保護という点から、フォアグラ、トリュフは軽減。

カナダをごらんいただきますと、標準化、軽減化ということで、例えばドーナツを買った場合に、5 個以下か 6 個以上かというところで税率に差が出るという内容でございます。

もう一つ、逆進性緩和対策の一つの試みとして、23 ページにあります。カナダにおけます G S T (Goods and Services Tax)、付加価値税でありますけれども、これに関連して、G S T クレジットということで、低所得者を対象に一定の金額、家族構成に応じて給付することで、低所得者の付加価値税負担を軽減するという趣旨の、クレジットとありますが、税額控除といいますか、給付といいますか、そういった中身でございます。

24 ページ以降、現行の消費税の制度の中で、言わば課税の適正化に絡むようなものについて、いくつか資料を用意させていただいております。24、25 ページ、この辺は、消費税は累積を防ぐために、売上にかかる消費税に対して仕入れに含まれていた消費税額を控除するという仕組みであります。我が国の仕組みは、それをきちんと記帳して、請求書などを保存してもらい、それを条件に仕入れ全体に一定の消費税率を割り戻したものを仕入れにかかる消費税額ということで税額を控除する仕組みを取っているわけでございます。

ヨーロッパでは、むしろ請求書保存方式というよりはインボイス方式ということで、仕入れについてはインボイスを発行させて、その発行させたインボイスの中に書き込まれている税額、その税額で控除する仕組みを取っているということでございます。

27 ページは、仕入税額の関係で、課税と非課税が含まれた場合は、適宜案分なりをするという仕組みを取っているということでございます。

28 ページ以降は、中小の事業者に対する事務負担等々を勘案していくつかの特例がございますが、大きいのは免税点、簡易課税ということでございます。免税点は、創設時は 3,000 万円のもの、直近の 16 年 4 月以降は 1,000 万。簡易課税は、売上の一定割合を仕入れがあったとみなして課税するわけですが、これは当初 5 億円のもの、5,000 万円ということでございます。いくつかそれに関する資料を付けてございますが、適宜御参照ください。

31 ページ、この免税点なり簡易課税の水準の国際比較をしたものでございます。日本の 1,000 万円に対しまして、フランス、ドイツ、イギリスを見てまいりますと、フランス、イギリスはほぼ日本と同じところに免税点がございまして、ドイツは日本よりもかなり少ない数字ということでございます。

32 ページの簡易課税をごらんいただきますと、日本の 5,000 万円に対しまして、各国ともかなり低い水準に設定されているということでございます。

33 ページは、課税の適正化の努力の一つとして、預り金の性格たる消費税に対して、滞納などが無いように納付回数を増やすなどの制度改正を行ってきたところでございます。

国税の消費税については、以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続き、地方消費税について、総務省自治税務局の山崎都道府県税課長からお願いいたします。

○山崎都道府県税課長

山崎でございます。消費税の議論と重なる部分は省略しまして、地方消費税独自の部分につきまして御説明を申し上げます。

1 ページ、大綱には、社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税

の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。と書いていただいております。

2 ページ、地方消費税のシステムにつきまして概要を書きました。課税主体は都道府県ということでございます。課税方式は、当分の間でございますが、国の税務署に消費税と併せて申告納付する。譲渡割も貨物割も税務署と税関というものを使わせていただいているということでございます。

課税標準は消費税額でございます、その 100 分の 25 を税率にしておりますので、消費税率換算は 1 %ということになります。

税収は、2 兆 2,400 億余でございます。

清算というシステムがございます。後ほど申し上げますが、精算は 8 分の 6 を小売年間販売額、サービス業対個人事業収入額の合算額で行い、残りの 8 分の 1、8 分の 1 を人口と従業者数で清算しております。

市町村に 2 分の 1 を交付しております。市町村には、人口と従業者数で 2 分の 1 ずつ交付することにしております。

平成 9 年に措置しております。

3 ページ、よく議論になります地方消費税の清算でございます。なぜこういことが起こるかという話でございますが、地方消費税も消費税と同様、最終負担者は財・サービスの消費者でございます。ところが、製造業者とか卸売業者といった中間段階でそれぞれ納付が起こるわけでございます。国の消費税の場合には、どこの税務署に入れても同じことになるわけでございますが、例えば A 県の税務署に入れた納付額が A 県に入る。だけれども、最終的な消費者は C 県にいる場合に、A 県とか B 県などで納付されました地方消費税をどういふうに清算するかということが必要になる。そういったことで、最終消費地と税収の最終的な帰属地とを一致させるために、各都道府県において消費に相当する額に応じて清算することとしているわけでございます。

2. でございますが、指標の正確性、客観性を重んじておりまして、理論的に設けられているということでございます。

3. は先ほど申し上げたとおりでございます。

4 ページ、消費税の中に地方の取り分、あるいは地方消費税があるという経緯をお書きした資料でございます。昭和 63 年に一般的な消費税が入るということでございましたので、それまでございました地方税の個別間接税をつぶすなり、縮小するなりしてまいりました。料飲税、娯楽施設利用税、電気税、ガス税、木材引取税、こういう 1.1 兆円分の地方に既にあった個別間接税を整理いたしまして、その分を消費贈与税にしたというのが、もともとの地方消費税の淵源でございます。

そのときに、実は地方交付税の対象税目であります所得税の減税をいたしておりますので、その部分を補うために、消費税収の 24% を地方交付税の対象税目にしたということでございます。

こういったことで、昭和 63 年の改革が行われ、平成 6 年の地方消費税の創設時には、消費譲与税の創設の経緯を踏まえまして地方消費税の創設をし、それから、同じように交付税率の引上げをしていくということをしておりまして、言わば地方自治体の側からすれば、かつての地方自治体の個別間接税が消費税になっている部分がある。あるいは交付税でいただいていた部分があるということで、こういったことになっております。

そういった意味で 5 ページでございますが、現在、国の消費税、地方消費税を合わせまして 5 % ある中で、地方消費税は 1 %、消費税のうち交付税として配分している分が 1.18% となるわけでございます。

参考に書いておりますのは、そのときの趣旨でございます。

6 ページ、先ほど新川課長の話にもありましたけれども、これからどんなことが大切になっていくかというときに、国民健康保険、介護保険など、国と地方の応分の負担により運営する社会保障制度のほか、社会福祉施設の運営、ケースワーカー等の配置、救急医療体制の確保など、地域に定着したきめ細かな住民サービスを幅広く提供するための財源が必要になってくるという資料を入れております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

次いで、消費課税の国際比較につきまして、財務省主税局の諏訪園調査課長から御説明いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○諏訪園調査課長

それでは、消費税の国際比較についての資料でございます。

最初に、イギリス、ドイツ、フランスについての付加価値税改革の変遷という資料を 3 枚ほど付けてございますが、これは実はお手元に内外の税制改正の流れという資料を配布させていただいております。第 2 回で出した資料の中に、各国の個人所得課税、法人課税、付加価値税等の税制改革の変遷を表にしたものがございますが、その消費税部分、付加価値税部分を抜きとったものでございますので、説明は省略させていただきます。

4 ページ、諸外国における付加価値税の標準税率の推移というものでございます。これで見ますと、それぞれ各国、例えば財政赤字削減であったり、社会保障歳出の財源確保、あるいはドイツでありましたような年金、雇用保険料の引下げないし据え置きのための財源、それぞれ時期あるいは国によって理由はさまざまでございますが、高齢化、福祉国家化、財政再建等々ありますけれども、徐々に税率を引き上げてきております。

例えばフランスは導入時 20% となっていて、フランスは余り動きがございませんが、この間に一般社会税ということで、社会保障財源の確保のための別途の税を創設して

おります。

また、スウェーデンで言えば、69年に導入したときは11.11%でございましたけれども、70年代にはそうした福祉国家化の建設ということも恐らくあり17.65%まで上がっていて、80年代初頭には20%、そして90年代に25%というふうに引上げが図られてきております。

ドイツも68年に10%でスタートしておりまして、その後70年代末に12%、そして80年代を挟んで13%と上がっていき、80年代に14%、90年代に15%、16%、足元では19%というふうに引上げが逐次図られてきております。

イタリアも73年から始まりますけれども、12%でスタートして、小刻みな変動を繰り返して、その後も逐次上がって行って、今は20%。

イギリスも同様に10%からスタートして、1回下がったりもしましたが、現在、17.5%というふうに段階的に1960年代から、そして今に至るまで各国それぞれの状況に応じて税率がおおむね引上げの方向で動いてきているというのが見てとれるかと思っております。

5ページ目、主要国における付加価値税の税収の推移を対GDP比で示したものでございます。25%であるスウェーデンは言うまでもなく、ヨーロッパ各国は総じて日本よりもかなり高いところにあるということでございます。カナダについては連邦の分でございます。日本はこうした国々と比べると低い水準にとどまっているという状況でございます。

6ページ目は、付加価値税の税収が対総税収に占める割合でございます。同様にここでも日本は低位の水準にあるということでございます。

最後のページにありますのが、主要国における付加価値税の対国税収入における比率でございます。これも引き続き日本は低位でございますが、ややヨーロッパの国と近づいております。ただ、例えばイギリスですと租税収入の九十数%は国税収入でございますけれども、日本の場合は足元でいくと6割弱となっておりますので、言わば税収の分母のパイが小さいものですから、その分比率が上がる。ほかにも要因があると思いますが、そういった理由でほかの2枚に比べると若干高めに出ているのかなとみているところでございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

最後に、井手委員から参考資料が提出されておりますので、簡潔に御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○井手委員

カラーの1枚紙をごらんいただければと思います。実は、内容的には若干、今、御説明をいただきました国際比較の話と重複がないわけではないのですが、多少視点を

変えて御説明をさせていただきたいと思えます。

まず一番上にあります表ですが、こちらの方は各国が60年代以降どのように消費税の標準税率を変えてきたかを見たものでございます。この意図と申しますのは、よく付加価値税へのシフトが世界的な潮流であるというような議論がございますので、それでこれをあえて用意したわけでございます。実は90年代以降に消費税を動かしている国というのは、極めて少数でございます。むしろ60年代、70年代、そして80年代に税率をいじってきて、むしろ最近では税率はいじっていないのが現状であるということを確認したものでございます。

これは特にヨーロッパにおきまして、90年代の前半であればマーストリヒト条約がございましたし、あるいは後半でも成長安定協定等があります中で、つまり、財政再建が厳しく要求される中でも消費税は余り上げていないということを確認しようと思っただけ提示したものでございます。

続きまして、2つ目のグラフと3つ目のグラフですけれども、これも先ほどの御説明と若干重複があるんですが、総税収に占める財・サービス課税の割合と、総税収に占める付加価値税の割合を見たものでございます。上の方を見ますと、60年代から70年代にかけて急激に財・サービス課税の割合が減少してくる一方で、その後、おおむね横ばいで推移する。イギリスが90年代前半にかけて上げたんですが、それ以降下げているということで、実は財・サービス課税というのはほぼ一定の税収割合で推移しているというのが第1点です。

下の方を見ますと、今度は付加価値税の税収に占める割合を見たんですが、これも同様の傾向がございまして、おおよそ90年代に入って、ほぼ総税収に占める付加価値税の割合は収れんしているということでありまして、90年代以降極端に付加価値税へのシフトが起きているということはないのではないかということを示唆したものでございます。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、消費税から環境課税の方に論点を変えまして、エネルギー関係諸税について、財務省主税局税制第二課の白石企画官から御説明いただければと思えます。よろしくお願いします。

○白石主税企画官

白石でございます。簡潔に御説明させていただきます。資料のエネルギー関係諸税でございます。

1ページ目、昨年の税制改正プロセスにおきまして、暫定税率の問題、地球温暖化対策税に関しまして大きな議論がございました。結局のところ暫定税率は10年間の税率としては廃止、ただし、当分の間として措置するというところで、税率の水準が当分

の間維持されることになっておりますが、検討条項ということで2つ付されておまして、地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けて成案を得るべく検討。それから、車体課税については、エコカー減税の期限到来時、これは自動車重量税については24年の4月末ですが、このときまでに今回、当分の間として適用される税率の取り扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討。この2点が大綱で決められております。これは、法律に附則として同じ趣旨のものが盛り込まれているという状況です。

2 ページ目、個別間接税に関しましては「グッド減税・バッド課税」という考え方が示されているというところのパラグラフを付けております。

3 ページ目、地球温暖化対策基本法案ということで、現内閣におきまして3月に国会に提出した法案の概要を付しております。真ん中に中長期目標というのがございまして、温室効果ガスの削減目標については、2020年までに25%を削減、また、2050年までに80%を削減、いずれも1990年比ということで、国際的な枠組みの構築等の前提条件はございますけれども、かなり意欲的な目標を成案化しております。

このための施策として下の方でございますが、基本的施策として3点ございまして、国内排出量取引制度の創設、全量固定価格買取制度の創設に並びまして、地球温暖化対策のための税の平成23年度からの実施ということが明文化されている状況でございます。

4 ページ目、エネルギー課税の全体状況を概要、ポンチ絵にしております。こうやってごらんいただきますと、エネルギー課税ということで見ますと、最上流で課されております石油石炭税が最も上流の段階で課されておまして、最も幅広い化石燃料に課されている税であるということがわかります。

それから、道路関係の特定財源として長らく課されておりました自動車関係の税、ガソリンとか軽油、こういったものに関しては比較的重い税負担が課されているという状況があります。

5 ページ目、こういった自動車関係諸税・エネルギー関係諸税の概要を記載しております。細かい説明は割愛いたしますが、一般財源化されました道路関係特定財源として成立しておりました税金、これはつい最近一般財源化されたわけですが、それ以外に自動車関係以外として石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税という税がございます。これはいずれも特定財源でございます。

6 ページ目、それらの主な税収の推移が書いております。かなり安定的な税収の推移でございます。このうち石油石炭税は、平成15年以降、4年間をかけまして石油税から石油石炭税ということで、大幅な改組が行われておまして、現在、4,800億円でございます。

7 ページ目、昨年の税制改正時に環境省の方から要望のあった概要を記載しており

ます。これは、大きく分けて2つ要素がございまして、1つはCと書いてあるところで、石油石炭税のスキームを使って、全化石燃料への上流段階で幅広い課税、これが1.1兆円、現行の4,800億円に更に1.1兆円を乗せるという案でございます。

それから、暫定税率部分は一旦取り除いた部分についてAということで、約1兆円、0.95兆円の上乗せ課税をするという案になっております。

8、9ページに、CO₂排出量の状況を記載しております。燃料種別で見ますと、石炭あるいはガソリン、こういったところの伸び率が、1990年比では飛躍的に伸びているという状況がおわかりいただけるかと思えます。

9ページは、下の右側の部門別CO₂排出量の推移というところでございます。部門別に見ますと、運輸部門に加えまして、やはり業務部門、家庭部門、この3部門で排出量が増えている。運輸部門で見ますと自家用車、これは主にガソリンを使っているものと思われそうですが、こういったところのCO₂の排出量がやはり90年比では伸びているという状況がおわかりいただけるかと思えます。

10ページ目以降、国際的な状況を簡単に記載しております。10ページの年表、細かい説明は割愛させていただきますが、1点目は90年、地球温暖化という議論が盛んになってきて以降、1つは自動車燃料に対してより重い税金をかける。もう一つは、幅広い化石燃料ということで石炭、天然ガス、こういったところに課税の対象を広げる動きが欧州諸国では見られるところでございます。

11、12ページは、税率の細かい比較を書いております。11ページは、燃料単位別ですが、それをCO₂単位別に換算したのが12ページでございます。こうやってみますと、欧州各国ともエネルギー課税を前提として課税しているわけですが、フィンランド、デンマークで、網かけをしている部分が、いわゆる炭素税と言われているところでございまして、炭素、CO₂の含有量に着目して課税している部分がございます。フィンランドの天然ガスは政策的軽減がありますが、大体同じ税金がかかっている。ただし、全体として見ますと、単純なCO₂比例にはなっていない。やはりガソリンと軽油に重課している状況がおわかりいただけるかと思えます。

13ページ、OECD諸国で見ました場合に、ガソリン課税はこの9年間で引き上げている国が多いという状況がおわかりいただけるかと思えます。我が国は、北米諸国とオセアニアの国に次いで低いという状況です。

14ページ以降、環境関連税制というものの位置づけを記載しております。若干2004年の古いデータでございますが、下の注2に書いてございますが、エネルギー物品、自動車、廃棄物管理、オゾン層破壊物質、こういったさまざまな環境に負荷のかかる物質に対する課税のOECDの定義による総称でございまして、右側のデータを見ますと、GDP比で日本は1.7%ということで、アメリカ、カナダに次いで低い状況でございます。

15ページ、これは時系列推移で書いておりますが、同じような傾向が見て取れる。

やはり北欧、西欧、そういったところに比べますと低い。

16 ページは、それを総収比で比較しておりますが、先ほど消費税のところでも御紹介がございましたけれども、消費税等もやはり同じような傾向があるものですから、全部合わせると真ん中ぐらいという状況になっております。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に地方税における環境税について、山崎都道府県税課長から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○山崎都道府県税課長

山崎でございます。環境税〔地方税〕と書いてある資料をごらんください。

1 ページ、第4章の部分は、先ほどの国税の説明と同様でございます。第3章の方は、地方環境税の検討という項目が入っております。地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取り組みを進める。CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要だと。

地方公共団体は、多くの事業を実施している。

地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠ですと記載してございます。

2 ページは、先ほどの国税の説明と同様の所得税法等の附則でございます。

3 ページ、国・地方の自動車関係諸税を概観いたしますと、これは譲与税をいただいた取り分ベースで書いているわけでございますが、国が3兆350億、地方が3兆4,772億ということになりまして、地方にとりまして自動車関係諸税の重みというのはかなりあるということでございます。

そのうち上乗せ相当分につきましては、国の方が1兆4,000億、地方の方が7,300億という状況になってございます。

4 ページ、グリーン化という意味では、実は自動車税におきまして、かなり早期に取り組みをしておりました、平成13年度に創設しておきまして、平成24年3月31日まで見直しながら特例を講じてきております。

2つのポイントがありまして、1つは低排出ガス車、NO_xとかPMとか、そういうものがきれいな車、かつ、燃費がいい車、こういうものに基準を設けまして、そういうものがよいものにつきまして税率をおおむね50%軽減するというのを、平成13年から始めております。

一方で、重課の方でございますが、新車登録から11年あるいは13年を超えている車につきましては、10%重課をする。保有税でございますので、毎年10%重課するというのをやっております。

5 ページ、これは後から入れましたエコカー減税のイメージを書いております。自

自動車取得税という取得したときにかかる税で行っているものでございますが、これは国税では自動車重量税で行っております。これをごらんいただきますと、これはガソリン乗用車を書いておりますが、ハイブリッド車とか電気自動車等につきましては、もう非課税にしています。先ほど申しましたようなきれいな排出ガスで、プラス燃費が25%以上いいというものにつきましては75%軽減あるいは50%軽減ということをしております。

6ページ、その結果、自動車関係税収がどういうふうに変化したかということでございますが、自動車取得税は平成21年にある意味で劇的に減っております。エコカー減税の導入の効果がここにあるというものがございます。軽自動車税は、一貫して少しずつ増えているという状況でございます。

7ページ以降でございますが、先ほど国税の方で環境省の要望の資料がございました。これは12月7日に総務省の方から、それに対応してお出しした資料でございます。

ポイントがありまして、1つは、地方税においてCO₂の排出の抑制にも寄与しよう。もう一つは、京都議定書の目標達成計画というものがございますが、これに対して地方公共団体の具体的取組みをしている。これをどう支えるかということを考えております。

8ページ、そこで当時燃料課税につきましては、地球温暖化対策の観点から、仮に運輸部門で使用されるガソリンに国税として課税するものであれば、軽油に対しても地方税として課税するべきではないだろうか。それから、もし地球温暖化対策税が課税されるとしますと、石油石炭税と併せて徴収される部分について、地方が主要な役割になっていることを踏まえて、譲与税などによって地方に配分する仕組みが必要ではないか。併せて、国税の創設に伴い失われる暫定税率分などについてどうするか。こういうことを御提案したわけでございます。

9ページ、車体課税につきましては、当時、環境自動車税というものを御提案申し上げました。自動車重量税と自動車税とを一本化する。CO₂の排出量を25%削減するという話がございます。もう一つ、欧州の動向で既にCO₂を課税標準に導入した車体課税がある。この辺を踏まえまして、23年度を目途にCO₂排出量と税額が連動する仕組みを車体課税に導入できないか。これまでの自動車税と自動車重量税というものを一本化しまして、環境を損傷負担金的性格と財産税的性格を合わせ持った地方税をつくってはどうかということをお提案したわけでございます。

10ページは、先ほど申し上げましたが、既に都道府県、市町村がどれくらい環境対策でお金を使っているかという資料でございます。1兆5,000億円程度でございます。

最後の11ページでございますが、先ほど企画官の方からお話もありましたOECD諸国の軽油課税の推移、同じようなものをつくってみました。やはり日本については水準が低いということと、各国かなりの国で2000年と2009年対比で課税を強化して

いるという資料でございます。

以上でございます。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました消費課税と環境課税について、委員の皆様方から御意見をちょうだいしたいと思いますますが、消費課税と環境課税を分けて議論をさせていただければと思います。

消費課税の方から御意見をちょうだいしたいと思いますますが、これも繰り返しになりますけれども、ここでの議論は1980年代以降の内外の税制改革の評価、それを踏まえて我が国の税制改革の課題、改革の方向性、この3点について御意見をちょうだいできればと思いますけれども、お手元の今、御説明いただきました、消費税、地方消費税などの資料を見ていただいて、最初に私どもが参考基準とする税制改正大綱が入っておりますが、消費税の方を見ていただきますと、最後の欄、消費税のあり方については、今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化というようなことが論点になるかと思えます。更に、消費税の導入、税率の引上げなどの経済への影響。地方消費税関係で言えば、地方消費税の充実、あるいは社会保障との関係などといったことが論点になるかと思えますので、そうしたことを念頭に置きながら御意見をちょうだいできればと思います。どなたからでも結構でございます。

池上委員からお願いできればと思います。

○池上委員

税制改正大綱で書かれていることをベースにして議論をするということになりますと、最初にお話しすべきことは、やはり逆進性対策のことになるのかと思われまます。ところが、大綱には逆進性対策として軽減税率については、かなり慎重な書き方がされておりまして、むしろ給付付き税額控除の方を重点的に検討したいような書き方になっております。

そこで、先ほど資料でもカナダのGSTクレジットの紹介があったわけですが、重要なお話しは資料の23ページに説明があったのですが、ここで図がございまして、横軸に世帯所得、縦軸に支給額というのが書かれております。ここで重要なのは、横軸の世帯所得というのは給与収入だけではないということです。それは事業所得であるとか、金融所得であるとか、あるいは公的年金・私的年金、その他社会保障給付など、ほとんどすべての収入を含む総合的な所得ということになります。

ところが、現在、日本では、御存じのとおり納税者番号制度を採っておりませんので、総合的な所得の捕捉というのはできておりません。そうしますと、現段階では、この制度はそのまはなかなか使えないということになりますので、所得捕捉制度の方の整備が不可欠になるという前提条件があるだろうと思われまます。

説明にはなかったかもしれませんが、このGSTクレジットという消費税額控除を導入しますと、確定申告の数が急増します。カナダの場合ですと、カナダの人口は大体3,000万人ですけれども、確定申告の数が2,000万件ぐらいですので、しかも申告された方の4割ぐらいはこの控除が適用されておりますので、1,000万近い適用件数になるわけございまして、税務行政の方も劇的に変わるということが予想されると思います。それによって税収の1割程度、カナダの場合には控除されているということになっておりますので、そこをどう考えるかという問題があるかと思えます。

そういうことを踏まえて、税額控除の実現可能性について、より検討すべきだと思います。これが1点目です。

2点目は、使途の明確化についてでございますけれども、資料の5ページに使途についての図がございます。この図を見ますと、消費税の税収よりも社会保障関係費、つまり基礎年金、老人医療、介護の経費の方が多いわけですから、現状においては消費税をすべて3つの経費に充ててもまだ足りないわけですので、そういう意味では目的税的に使っているという言い方もできなくもないということでございます。あとはそれを予算総則に書くかどうか、別なところに書くか、そういう選択の問題なのかと思えます。

ただし、逆に社会保障関係費をすべて消費税で賄うという意味の目的税ということになりますと、話は全く別でございます、それはなかなか無理ではなかろうかと思われま。もともと消費の金額と社会保障費の応益関係はございませし、前回か前々回に他の委員からお話がありましたとおり、例えば高齢者サービスの社会化が進んでいるので、それに応じて経費の一部を相続税で賄うという発想もあるわけでございます。そうすると消費税だけではだめだということになりますので、そういう意味での目的税化というのは無理ではないかと思っております。これが2点目です。

3点目は、課税の適正化ですけれども、勿論、現行制度について、先ほど説明がございましたとおり、簡易課税制度、あるいは仕入税額控除の課税売上割合に対する95%ルールなど、いろいろありますけれども、それぞれやはり見直しが必要だと思います。縮小もしくは廃止というのも選択肢に入ると思いますが、ただ一つ、中小事業者の皆さんの場合には、適正な転嫁がどこまでできているのかという問題もあるんだろうと思われま。消費税が導入されたとき、たしか税制改革法という法律に、適正な転嫁をするということが書いてあって、あの法律はまだ生きていますので、そこがちゃんとできているかどうかの検証は何らかの形で必要なのかなということも、課税の適正化の見直しと同時に進めることが必要だと思います。

4点目は、地方消費税について一言だけ触れておきますけれども、やはり税源の遍在が比較的小さくて、しかも税収も比較的安定しているという意味では、地方の基幹税の一つとしてふさわしいものだろうと思われま。民主党政権が地域主権ということを考えておられますから、地域主権の財源を拡充するというのであれば、地

方消費税はその有力な選択肢となるだろうと思われま

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

池上先生は、カナダのG S Tの専門家ですので、少し詳しく御説明いただきまして、ありがとうございました。

翁委員、お願いします。

○翁委員

今後の急速な少子高齢化という人口構成の変化を考えた場合に、やはり消費税というのは、勤労世帯だけではなくて高齢者も含めて幅広く負担を求めることができるという点で、社会保障財源として非常に重要な役割を負っていくことになっていくと思っております。

使途の明確化ということに関しまして、明確な目的税ということではないわけですが、消費税は社会保障全体の給付の財源ということで位置づけていく必要があると思っております。

やはりこれは国民が消費税の税率が上がっても、それが社会保障給付に充てられて、日常生活でサービスなどの給付として還元されていくもので、それが実際に実感されることによって広く国民に理解が得られるものだというふうに思っております。明確な目的税ということではないという点は、池上先生と同じ意見なんですけれども、やはり社会保障とうまく関連づけて、国民の理解を得ながらこの問題に対応していくことが重要なのではないかと思っております。

逆進性の問題につきましては、やはり消費税だけでなく、広く所得税の所得控除の廃止、また給付付き税額控除の導入などと併せて考えていくことが必要だと思っておりますし、ただ、今、池上先生がコメントされたように、まさにここはどうやって所得捕捉を図っていくかという、極めて重要、かつ、越えなければならないハードルがありますが、そういったことと併せて考えていくことが重要だということと、社会保障というのは所得再分配に極めて大きな役割を果たしておりますので、その給付とのパッケージでも議論をしていく必要があると思っております。

消費税が、今までもそうでございますけれども、今後、社会保障給付とのリンクが位置づけられていき、消費税の引上げというのが、所得再分配上の意味が大きいということの国民の理解を得ていくように努力していく必要があるのではないかと思っております。

ただ、非常に高い水準ということになってまいりますと、やはり二段階とか、そういったことも考えていかざるを得ないかなという感じもしております。欧州の例などで、食料品などの税率が低く抑えられているという事例がありますけれども、税務執行コストとの関係で、これはよく今後検討していく必要があると思っております。

経済へのインパクトということで、消費税率の引上げというのは、やはり個人消費にある程度の影響を与えたいと思います。つまり、引上げに伴って、その前に駆け込み需要があって、その後消費を抑える影響があるということは当然だと思うんですけども、ただ、同時に今、多くの国民は急速に高齢化が進んでいて、長期的な財政の持続可能性は大丈夫なのか、それから、社会保険の持続可能性が本当に大丈夫なのか、財源の問題はこのままで大丈夫なのかということで、多くの人々が不安を持っていて、非常に萎縮して貯蓄してしまうという状況になっています。

また、長期金利の動向についても、当面は大丈夫かもしれませんが、中長期的にどうなのかという懸念を持ち始めていることはたしかでございます。そういったことで政府が信頼を得られる形で消費税の税率引上げが社会保障の給付が充実することであるということで、もしその信頼が得られれば、将来不安を緩和させる方向に働く可能性もあるわけで、そういったことをトータルに見て判断していく必要があると思っております。

以上でございます。

○神野委員長

先ほどの二段階というのは、複数税率も考慮してという意味でよろしいですか。

○翁委員

高い税率にもっていった場合は、そういったことも検討の俎上に上るのではないかとございまして。

○神野委員長

それでは、井手委員、お願いします。

○井手委員

1つは、今日、私がお示しした図表とも関係するんですけども、要は財政再建を付加価値税ないし消費税の増税と結び付けて考えることは勿論可能なんですけど、ただ、逆のことも現実としてあるのではないかと、つまり、消費税をどんどん増税する中で歳入が増えて、今度は財政のたがが緩んで、それ以上に支出が増えるという方向性がないのかという点です。

今日、あえて色分けしてまで60年代以降の標準税率の動きをお示しした理由も、こういう問題意識と絡んでおりまして、要は60年代から70年代、80年代にかけて、随分小刻みに税率を上げていっているわけです。

ただ、ヨーロッパではEUの統合問題がありましたが、90年代になって世界全体の中で財政再建ということが問題になってくるプロセスの中で、むしろ消費税を余りいじらずに、福祉なり何なり今まで随分社会保障を上げてきたので、この部分を無駄なものをなくしていこうという形で改革を行ってきたというのが正しいところではないかと思っております。

含意は何かと申しますと、これから増税をするのであれば、それは一方でヨーロッ

パの経験から見れば、社会保障なり何なりの歳出をどうしていくのかということセットで考えていかざるを得ないということです。我々は、他国と相違して、不十分な福祉の中で歳出を削減するということをやってまいりましたから、そういう意味では増税と削減というパッケージではなくて、きちんと出すものを出す、取るものは取るという発想で考えておく必要があるというのが、まず一番大きなメッセージでございます。

続きまして、先ほど経済へのインパクトということが翁委員の方からもございましたが、御指摘のとおり、やはり経済に対しては悪いインパクトがあるのではないかと考えております。そうではないという議論も最近あるにはありますが、ただ、歴史的に振り返れば、それこそ神野委員長がお若いときにやっておられた研究もそうですが、戦時期の消費課税といえ、大体消費を抑えて物価を抑えようという発想が必ずあるわけですし、国際的に見ても取引高税というのはそもそも消費抑制という課題、インフレ抑制という課題の中で入ってきているわけです。あえて言えば1977年に一般消費税の導入を論じた際に、経団連が今とは正反対のことを言っていて、価格転嫁が難しい上に消費が落ち込んでしまう。だから、一般消費税の導入には反対だと指摘しているくらいです。

ですから、常識的に考えれば、経済にマイナスの影響を与えることに間違いないだろうと思います。ただ、増税と同時に成長政策を一方でどうやって打っていくのかということを考えなければいけないわけで、そのときにオーソドックスに考えれば、高額所得者よりも低額所得者の方が消費性向は高い、この当然の事実から出発していけば、むしろ所得税の累進制を強化して、消費性向の高い低所得者に所得を分配すること、これが増税と経済成長というパッケージから考えたら一番素直な税制改革案ではないかと思えます。

その意味では、基本線はやはり所得税をどうするかという議論があって、それからプラスαで消費税はどうするかというふうに筋道を立てていくべきではないかと思っております。

今日、御準備いただきました国際比較の統計と絡めて申しますと、消費税の国際比較というものでございますが、7ページに主要国における付加価値税の税収の推移を国税収入比で見たものがございます。これを見て一目でわかるのは、実はスウェーデンが非常に異常な動きをしていて、あとは大体似たようなところにあるということなんです。国税収入に占める付加価値税収の割合です。

これは何かと言え、実はスウェーデンというのは御存じように、勤労所得課税をかなり大胆に地方の方に移しておりますので、そういった関係で国税の方の付加価値税の割合が高く出ているということです。この点を押さえておく必要があると思うんです。ですから、その意味では、もし日本がスウェーデンのように大胆に所得税を地方に移すのであれば、このスウェーデンとの比較というのは成立するかもしれません

が、もしもそうではないという前提で言えば、このスウェーデンというのは別格であって、むしろ日本の国税に占める付加価値税の割合はほぼヨーロッパ並みに近づいているということになります。ですから、そういう理解の下でいけば、むしろこれ以上付加価値税に頼るといのはオーソドックスではなくて、基本は所得税を増やし、そして税収のパイを増やした中で、もうちょっと消費税の割合をとという議論になっていくのではないかと思います。

最後に、池上委員と翁委員の方から目的税の話がございましたので、私もお二人の意見、特に池上委員の方に賛成であります。というのは、目的税化というのが、財政民主主義の形骸化とつながらなければいけないということを深く懸念しているからです。福祉の伸びが著しくなっていけば、自動的に消費税を上げるしかなくなってまいりますし、逆に消費税を上げないということであれば福祉を切っていくしかない。こういうオートマティックな物事の決まり方というのは、民主主義の観点からはやはり望ましくない。そういう意味からも目的税というのは、可能な限り避けるべきであるというのが私の意見でございます。

それと、地方消費税等の話は、また後で地方税の方があるようですので、そちらの方でお話をさせていただきます。

以上です。

○神野委員長

今の井手委員の意見は財政再建と増税を結び付けるよりも、社会保障と結び付けるべきで、それは累進的な所得税の方が適切だというストーリーになっているわけですね。

○井手委員

はい。

○神野委員長

わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、関口委員、お願いします。

○関口委員

今、井手委員の方からお話がありましたけれども、多様な財政事情がある中で財源をいかに賄っていくのかという議論をしているわけです。その中で今回は消費税だけの話をしているという前提でお話します。

1つ目としては用途の明確化を消費税でするかどうかということです。私はこれに関して否定的な立場で考えています。それは、先ほど財政民主主義の話もありましたけれども、やはり支出面の決定のところで決めてほしいというものがあって、あらかじめ社会保障のために使うというふうに決めておくというのは少し違和感があると考えております。それが用途の明確化に関する私の見解です。

2つ目ですけれども、消費税を議論するとき、あるいは財源を消費税でといった場

合に少し気になっている点がありまして、それは何かといいますと、消費税の滞納の問題です。今、消費税5%の中で、国税で滞納額が最も大きいというものがあって、税率を引き上げるといったときに、やはり滞納の問題というものは少し気にかけておかなければいけない。消費税を上げたからといって必ずしもすべて国庫に入ってくるわけではないというところは気になるところであります。もし税収がないとすると逆進性の対策をどうするんだという問題にもつながると思いますので、少し滞納の問題も考慮に入れて、消費税の議論というものをしていく必要があるというふうに思っています。

3つ目ですけれども、逆進性対策として何をするのかということです。これに関しては、そもそも税収が増えていないと、つまり税収が入ることが前提なわけですが、一つの方法は複数税率にするということですが、これに関してはやはりインボイスを入れて議論するということになると思いますので、その点で考えますと、事務負担がどうなるのかというのが少し気になっている点であります。

同じように、給付付き税額控除の方も気になっている点がやはりありまして、給付付き税額控除については、今度は納税者番号制度を入れていろいろやるわけですが、不正申告に関しての報告はいろいろされているという点がある。

ですので、複数税率にするか、給付付き税額控除にして再分配をうまくするのかという点は、事務負担の観点でどう考えたらいいのかというところも非常に考えなければいけないところではないかと思っています。

給付付き税額控除については、今、いろいろ言う場ではないとは思いますが、思っている感触だけ一言述べておきたいと思います。給付付き税額控除については、総論は賛成だという方がいろいろいらっしゃるわけですが、各論に入っていきますと、考えている給付付き税額控除のニュアンスがそれぞれお互いに違うのではないかと思います。カナダに関して言えば消費税の逆進性対策だという話ですけれども、ほかのところを見た場合には必ずしもそういう形で考えているわけではないと思いますので、一言で給付付き税額控除というものでまとめてしまうと、少し難しい点があるのではないかというふうに思います。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

つまり、消費税の納税時期を多くしたわけですね。今、滞納率はどのぐらいかわかっていますか。

○新川税制第二課長

今、国税の残高ベースで申し上げますと、4,500億円です。

もう少し詳しく申し上げますが、年間、新規で発生するものが4,000億円強で、それに対して整理するものも約4,000億円強で、ピークが平成11年の6,300億円だった

んですが、この10年間で大分減ってきて、今は4,500億円です。

○神野委員長

率で言うと、どのぐらいになるんですか。

○新川税制第二課長

10兆円のうちの4,500億円ということになります。

○神野委員長

10兆円ですから、4%からそのぐらいということですね。

ありがとうございます。

○関口委員

率は多分、小さいんです。だけれども、額が大きくなるのではないかというふうな認識です。

○神野委員長

それでは、辻山委員、お願いできますか。

○辻山委員

この大綱に書いてある3点に沿って申し上げますけれども、その前に、まず冒頭で委員長がおっしゃいました、この間の税制改革の評価ということはやはり重要だと思います。私、前の税調にもいまして、社会全体のデザインに関連して、前の税調では機会の平等ということが言われていまして、結果の平等は必ずしもよくないというのが国民のコンセンサスだったというイメージを持っていました。

もう一つ、前回も申し上げましたけれども、負担の水準を言う場合には、やはり給付の水準をどういうふうに考えていくのか。この辺をまず、グランドデザインとして消費税の議論をする場合も議論をしておく必要があるのではないか。ですから「中福祉・中負担」なのか、「高福祉・高負担」なのか。この辺を抜きにして消費税の話というものだけを取り出すと、少し不足した議論になるのかなというふうに強く感じておりました。

そういう意味で、まず使途の明確化に関しては、使途を限定してしまうというのは一般論としてはよくないとは思いますが、何人かの委員の発言の中で、少し違う意見もありましたが、私は福祉については少し別格なのかなと思っております。ほかの特定財源という話と福祉というものは少し分けていいのではないか。国民生活に直結する福祉については、目的税でも構わない。そういうふうに考えています。

次に逆進性の問題は、何回も申し上げていることですが、所得税というものは理想を言っても理想的な税にならないという欠陥を致命的に抱えておまして、これは釈迦に説法ですけれども、所得というものは捕捉できないわけです。これは必ずしも捕捉率の問題だけを言っているのではなくて、所得をもし富の増加と捉えれば、所得税はそもそも測定を入口のフローでとらえるしかない宿命を負っているために、不完全な測定になる。そこで、それを補完するために資産税とか消費税がある。そう

いった複数の税が一体となって一つの担税力をはかっていくということになると思います。所得税が非常に理想的な税というのは、戦後、国民がゼロベースでスタートしたシャープ勧告の時代にはありましたけれども、それから、世帯単位の資産の蓄積が進みまして、消費税、資産税、相続税を一体で考えていかなければ、本当の意味での担税力は測れない時代になっていると思っております。

そういう意味では、もしフローベースの所得に対する逆進性ということを使うのなら、逆進性のない税というものは所得税に決まっています。フローベースの所得に対して比例あるいは累進でやっていたらその問題は生じないわけだが、そうではない税というものは逆進性の問題は避けて通れない。したがって全体のデザインの中で複数の税を組み合わせ、所得税では所得再分配という効果を最大限発揮させ、消費税については給付の側面や所得税の再分配と併せて考える必要があるのではないかと。要するに、消費税というものは、逆進性の定義にもよりますが、そもそも定義上それは避けられない部分なのかなと考えております。

とは言っても逆進性のデメリットをできるだけ解消するために、これはいろいろな案があると思うんですけども、今の日本の消費税にもいろいろ欠陥はあると思いますが、簡素であるという面では、ある程度の長所を持っているわけです。これをできるだけ複雑にしないような形で運用していく方法が好ましいと考えています。そういう面では複数税率と給付付き税額控除、これは両方とも複雑になるという面を持っていますので、簡素あるいは社会的コストをできるだけ低くする面から是非、検討していただきたい。そういう意味で諸外国を見てみますと、先ほどポンチ絵みたいなものがありました、複数税率については非常に漫画チックな議論になりかねないので、もし避けられるのであれば避けたい。そういうところで、そこを検討していただければと思います。

最後に課税の一層の適正化の面で、委員の皆様が既におっしゃったとおりですが、具体的にいうと、先ほど御指摘がありました中でいくつか挙げますと、インボイスか、請求書かということで、これもインボイスの方が理想的かもしれませんが、しかしこれも社会的コストを考えていかないと、インボイスだからすべて解決するというわけにもいかない、そういう意味では消費税の安定的な運用という面では請求書方式の方が簡素なのではないかと、請求書方式も導入されていない時代は大問題だったと思っておりますけれども、請求書方式はいい面を持っているということと、それから、直ちに考えられるのかなと思いましたが、免税点が日本は高過ぎる。この辺はそんなに複雑にしないで改良できる部分なのかなというふうに資料を拝見しながら思いました。

以上です。

○神野委員長

ありがとうございます。

逆進性対策については、税体系全体の中でそれぞれの税の特色があるので、税体系

全体の中で考えて、翁委員と同じような、そういう考え方でよろしいんですね。

○辻山委員

はい。

○神野委員長

ありがとうございます。

それでは、三木委員、お願いできますか。

○三木委員

今、皆さんがおっしゃったところに基本的に同意する点も多いんですが、今回の税制改正大綱の特色といいますか、従来の政権が税制改正で主張してきたことと明らかに違うところは、逆進性対策を銘打ったというところだと思うんです。そうしますと、今後、消費税というものに対して国民に理解してもらって協力をしてもらうためには、ここをきちんと、従来とは違ったものを今度の政権は目指しているんだということをアピールするためにも、そのメリハリが必要だろうと思っています。

そのためには、先ほど出ましたけれども、複数税率と軽減税率等のような考え方もありますが、これは必ずしも国民にはわかりにくい仕組みで、しかも、むしろさまざま矛盾を生み出しかねないところもありまして、私ども法律屋からするとトラブルが増えてありがたい制度でもあるんですが、これよりはもう少しメリハリのはっきりした消費税額控除というものをきちんと組み込んで、今度の政権は、消費税についても国民の寄与をお願いするけれども、同時に一定のきちんとした逆進性対策をしているんだということを実感してもらおうようにすることが大事ではないかというのが、私のこの消費税についての基本なのです。

もう一つは、税制全体の中で、先ほどいろんな委員から御指摘がありましたように、全体の中での逆進性対策、消費税の前に、ほかのところで応能化できるものについてはできるだけ、可能な限りにおいて応能化を図るということも、これはやはり考えて、そういう意味での政府に対する信頼感、公平感というものを国民に持ってもらうように努力することが必要だろうというふうに思っております。

将来、税率の引上げ等の問題が具体化する前に、消費税の一層の適正化、この問題にも具体的に取組んでいった方がいいのではないかとこのように思っています。

今、そういう観点で見ますと、1つは、これはかなり実務的にもなりますけれども、先ほど御指摘があった中では、消費税の仕入税額控除の計算との関係で、いわゆる95%基準の問題があります。あの基準をもう一度検討する必要があるかなという気がいたします。私などは基本的に、あのような仕組みはもうそろそろ検討し直しているのではないかと思います。

それから、免税点制度について、この間、引き下げて1,000万円にしましたけれども、これについてはヨーロッパとの比較で言いますと、高いか低いかという議論は当然あると思うんですが、ただ、インボイスを採っているところだと取引から除外さ

れてしまうという問題がありますので、これは低めでも問題ないと思いますが、日本の場合ですと、まだ帳簿方式を採用している状況の中で、このように引き下げたことが税収上、どの程度の意味があったのか疑問に思います。税収上余り意味がなくて、コストばかりかかっているのかもしれないし、結局、零細業者のところにもどのようなしわ寄せが行くのかどうかというところを、一定の配慮をしておくということも必要かなと思っています。

これは滞納率の問題とも関係しますが、ただ滞納率は、滞納率が高かった平成8年ぐらいの時点でも、たしか8%か、その程度だったと思って、諸外国と比較した限りでは、それほど日本は異常に高いわけでもなかったというふうに記憶しています。これは同時に、それを防ぐのであれば、消費税の課税の仕組みをもう少し工夫する必要があります。

あと、今度の政権の下では雇用対策とかそういうことをかなり中心的な検討課題にしているわけですので、消費税の場合ですと、御存じのように、正規の人件費は仕入税額控除の対象になりませんが、外注になるとこれが控除の対象になるというところが果たして雇用問題にどの程度の悪い影響を与えているのか、その辺りも一度調べる必要があるのではないかと考えているところです。

以上です。

○辻山委員

さっき言い間違えてしまったみたいで、私が言いたかったのは免税点ではなくて簡易課税の方で、簡易課税の5,000万円が高過ぎるということ、免税点と言い間違えましたので、失礼しました。

○神野委員長

わかりました。

今の段階で、例えばさっきの免税点で、これは今で終わったのかどうかはわかりませんが、免税点の引下げによってどのぐらい税収が上がったのか。財務省の方で、今の段階ですぐにわかりますか。

わからないようでしたら、別に構いません。

田近委員、最後でよろしいですか。

○田近委員

いいです。遅れまして済みません。

○神野委員長

それでは、どうぞ。

○大澤委員長代理

大体のことは皆さんがおっしゃったことと重複しているので、そこは割愛して「資料（消費税）」の16ページで、これは経年変化も含めて出していただきまして、非常にいい資料だなというふうに思って拝見していました。と申しますのは、経済学者の

間では消費税が逆進的であるということに対して必ずしもそうではないという有力な主張がありまして、その場合には生涯消費というようなことをベースに考えているという違いはあるんですけれども、やはり我々としても消費税は逆進的であるという点をすべて了解されたものというふうに受け取らない方がいいという意味では、このような資料を出していただいたことは非常に重要だったと思います。

しかし、反面、この 17 ページの資料というものはやや誤解を招く点がありはしないか。つまり、これは当初所得階級になっていまして、それぞれの所得のブラケットに入っている課税単位、つまり世帯ですけれども、この数は非常に違っているわけです。ちなみに五分位にすると、第一分位が 15 ページにありますように 311 万円ですから、今度は 50 万円以下などという人の課税単位はどれだけあるのかという話にもなってまいりまして、やや、この 17 ページの資料は誤解を招きやすいといえますか、要注意かなというふうに思っております。

それで、こうした所得階層といいますか、分位別の負担と給付を国際比較できないかというようなことを考えております。しかし、なかなか難しく、特に間接税負担を入れた国際比較はかなり難しいもののようにありますし、また給付についても、現金給付はできるんですが、現物給付となるとなかなか難しいというようなことがございます。

それはそれとして、実は昨年出されました平成 21 年度年次経済財政報告、いわゆる経済財政白書の中にはいろいろと面白いデータが入っていて、その一つに所得の分位、第一分位ですから、最も貧しい層が税と社会保険料負担の総額のどのくらいを負担し、逆に言いますと、今度は社会保障給付の総額のどのくらいを第一分位は受け取っているかという興味深いグラフがございます。これは OECD のデータをそのまま使っているというもので、間接税負担は入っていませんし、それから、現物給付も入っていません。それで G 7 で比べると、日本は第一分位、最も貧しい層の負担はほぼ最も高く、それから、給付の方ではイタリアが日本より低いんですけれども、ほかの G 6 で言えば、日本が最も貧しい層の給付が最も低いというデータが出ております。

ですから、非常に俗な言い回しで言いますと、日本の低所得者は「やらずぶったくり」の目に遭っているという中で、やはりこの消費税が明らかに逆進的であるということ踏まえて、全体としてどうするかを考えなければいけない。今までの各委員の御発言とほぼ重なります。

それとの関連で、一体国民のどういう層が、社会保障が充実するならばもっと負担してもいいと思っているかというのと、これは東大の文学部の社会学研究室の調査が 2000 年と 2005 年に行われています。女性よりは男性が、所得の低い人よりは高い人が、学歴の低い人よりは高い人が、それから、労務職よりは専門職や管理職の人、つまり社会的に恵まれている人の方が、もっと負担してもいいというふうに言っていて、社会保障のお世話になりそうな人は低負担だから低福祉でもしょうがないみたいに答え

ていて、ある種、パズルというふうに言われています。ただ、さっき言ったように、日本の税と社会保障制度は低所得者に対して「やらずぶったくり」になっているというのを考えれば、非常に素直な意向の表明なのかなと。

したがって、負担と給付にしましても、皆さんがおっしゃったように、逆進性ということ以上を総合してとらえた上で、納得を求めていくなれば、社会の中で割と声の大きい人は合理的な負担には応じる用意がある、というふうにも考えられるのかなと思っております。

言いつ放しになってしまって申し訳ありません。

○神野委員長

今の最後の社会学研究室の調査は、高福祉であれば高負担でもいいというのと、低負担であれば低福祉でもいいという選択でやらせた、あのアンケートですね。

○大澤委員長代理

そうです。2回やられて、まだ最新のものは本になっていないと思うんです。

○田近委員

「やらずぶったくり」かどうかは、負担水準の違いがヨーロッパと比べてありますから、余り払っていないところで「やらずぶったくり」なのか。いっぱい払って「やらずぶったくり」はありますけれどもね。

僭越ながら、神野さん、もし質問していいなら、結局、家族でいくらぐらいの所得の人はもっと税を払えという議論をしているんですか。

○神野委員長

少し記憶がないんですけども、1,000万円以上が最高の所得ですね。

○大澤委員長代理

そうです。

○神野委員長

それまでの所得階層別に言ってみると、所得の高い人ほど「高福祉・高負担」で、所得の低い人ほど「低福祉・低負担」になっているという傾向が明確になっています。

○大澤委員長代理

といたしますか、それを容認するといたしますか、それに賛成する傾向があるということですか。

○神野委員長

パーセンテージまでは覚えていないんですけども、それはかなり明確に、所得階層の最高はいくらでしたか。所得階層の低い人の方が、とにかく低福祉であっても低負担の方がいいということを選択し、所得が高まるにつれて、高福祉であれば高負担であってもいいというふうになります。それは大体、全国民平均では6割が「高福祉・高負担」支持だったと思います。

○大澤委員長代理

それと、5年を置いて2回調査した結果として「高福祉・高負担」の方がいいという回答が増え、それから「低福祉・低負担」の方がいいという回答は減っているという変化もあります。

○神野委員長

あと、男性と女性に分けますと、女性は「低福祉・低負担」支持と「高福祉・高負担」支持は拮抗していて、男性の方は約7割が「高福祉・高負担」支持で「低福祉・低負担」支持は少ない。

それから、学歴は、大学院卒が高いかどうかというのは別としても、学歴が高くなるほど「高福祉・高負担」支持で、学歴が低くなるほど「低福祉・低負担」支持になる。そういう結果です。

詳しくは、数値が必要であれば、後でお渡しします。

○神野委員長

それでは、田近委員、お願いできますか。

○田近委員

送っていただいた資料を見ていて、21ページの「主要国の付加価値税の税率構造等（未定稿）」ということで、この指標がいいのかどうかはわからないんですけども、下のB/Cというものがあって、Cというものは国全体の民間最終消費、付加価値税を消費税と呼ぶのならばということでしょうけれども、消費が一体どのぐらい負担しているのか。

ただ、日本の消費税自身は公的サービス等にもかかっていますから、分母に民間消費が来るのが正しいかどうかとかいろいろあるんでしょうけれども、大まかに言って、B/Cというものは、標準税率1%をかけたら、それは最終消費のどのぐらいになるんでしょうかということですが、完全に転嫁されて、民間消費が払っているのならば限りなく1に近づくんではしょうけれども、ですから、フランス、ドイツ、イギリス、スウェーデンと比べて、やはり日本が一番高い。これは日本の消費税を考えるとときに重要な要素だと私は思います。

結局、インボイスがないとか、インボイスの在り方等というものは、本来、インボイスがあって、付加価値税あるいは消費税、両者間のダブリというものを完全に排除をしていく。非課税業者から納入したときは控除できないようにする。そういうことにして、できるだけ多くの者に課税業者になってもらうという精神もあるんでしょうけれども、インボイスか、帳簿方式かということはそれ以上触れないとしても、結果として非常にきちんと取れている。イギリスにおいては0.6ぐらいしかない。

ですから、これから考えていくときに、ある意味で効率的に取れていることと、先ほどから出ている低所得者、当然なわけで、低所得者の方が消費性向が高いわけですから負担が増えるわけで、ですから、今後、このB/Cということと、税率が上がっていったときの負担の公平を考えると、やはり私もそちらのラインがいいと思うんで

すけれども、1つは10%程度で、その使途が、基本的には3つですね。基礎年金と老人医療と介護に当面使われるというのならば、10%程度上げて調整しないというのもあるんでしょうけれども、もし調整するならば、このB/Cという比率をできるだけ歪めないでといいますか、下げない形で上げていくべきかな。

具体的には、ですから、調整しないというのは1つあるでしょうし、もう一つは、やむを得ずやるならば税の一定程度の還付かなと思います。

以上です。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それで、予定の時間を大幅に超過していて、あと、残された論点が多いのですが、まず環境税といいますか、御説明いただいたことと言えば、環境関係税とエネルギー関係税というふうに言われているところですけども、これについて、地球温暖化関係、自動車関係税制の在り方、諸外国の動向の評価、それから、我が国の課題とか方向性などについて御議論いただきたいのですが、一当たり全員というわけにはいかないの、挙手をしていただいて、何人かの方で当面打ち切らせていただければというふうに思っています。

どうぞ。

○辻山委員

先ほど説明していただいた中で環境省の提案というものがあまして、7ページでしたでしょうか。これは、使途の問題はどうなっているんでしょうか。徴収したものをどういうふうにと、これはどなたに聞けばいいんでしょうか。

○白石主税企画官

環境省の提案で、これはまだ成案化されているわけではございませんが、環境省の要望の中では一応、特定財源とはしない。ただし、地球温暖化対策はさまざまな用途がございますので、こちらに優先的に充当します。ただ、特定財源とはしないというような中身になっております。

○神野委員長

環境関係対策を重点に使ってもらうんですけども、特に限定していない。そういうことですね。

○白石主税企画官

はい。そういう感じでございます。

○神野委員長

ほかに御意見はいかがでしょうか。

それでは、井手委員、お願いします。

○井手委員

環境税のなかで地方税の方だけ一言コメントをさせていただきたいんですが、資料

の10ページで、地方が独自の温暖化対策をやっている点は面白い点だと思いましたが、確かにおっしゃるとおり、支出に見合った財源が必要だということはそうなのかなと思って伺いました。また、確かに税収の偏在性が非常に小さいというメリットがこの手の税にはあって、それもそのとおりかなと思っています。

ただ、もし環境対策という側面を余りにも強めていきますと、例えば電気自動車にシフトした場合に、劇的に税収が減っていくということも当然あり得るわけですね。そうだと考えると、やはり取得段階、保有段階、走行段階というような、それぞれの段階でやはりバランスよくかけていくという視点がなければならないのかなというように感想として思いました。

以上です。

○神野委員長

ほかはいかがでしょうか。

それでは、三木委員、お願いします。

○三木委員

今のことに関係して、私が理解している限りでは、この新しい政権での消費課税の全体構造というものは、恐らく税収目的の間接税としては消費税を位置づけていて、他の間接税は言わば一種の政策目的税に切り換えているのではないかと思うんです。

であるとすると、今回のこのエネルギー課税についても、それぞれの課税目的を、政策目的をはっきりさせて、それにふさわしい課税標準等を採用して、一定期間経ったら必ず見直して、継続するかどうかをチェックする。そういうものにされるのであればよろしいのではないかというふうに思っています。

以上です。

○神野委員長

ありがとうございます。あとはいかがでございますか。

よろしいですか。

次回にまた、今までやった論点について戻って議論をする予定でございますので、そのときにちょうだいするということで、今日御準備いただいています地方税について議題を変えていきたいと思えます。

地方税について、総務省自治税務局の青木企画課長から御説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

○青木企画課長

それでは、資料に基づきまして簡潔に御説明申し上げます。「資料（地方税制）」というものでございます。

1ページ目は大綱の内容でございます。「2. 税制改革の視点」の中で地域主権ということを取り上げていただいた上で、国・地方の役割分担、それに見合った形へと国・地方間の税財源の配分の在り方を見直しますというものを第1章で示している上で、

第3章の改革の方向性という中で「9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方」で、アンダーラインのところを読ませていただきますと「地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します」。こんなような形で大綱上はまとめられております。

2 ページは国税・地方税の税収の内訳で、所得税、法人税、消費税、それから、資産課税と並んでおりますが、地方税のところをごらんになっていただきますと、固定資産税が4分の1を占めているということもあり、資産課税の比重が高く、消費課税の比重が余り高くないという状況だろうと思います。

3 ページは地方税収の推移を示したものです。御案内のとおり、平成19年には約3兆円の税源移譲が行われております。

その結果も含めて4 ページで、国・地方の税源配分の状況を平成20年度決算ベースで示したものでございますが、左下にありますように、国・地方の歳出の純計が150兆円で、これを上にございます国税と地方税を足した84.7兆円で賄っている。相当厳しい中で対応しているという状況だろうと思いますが、そういった中で国税と地方税の割合については平成20年度決算ベースで54対46程度になっているということでございます。

5 ページは地方税の主要税目の推移の状況で、安定性という観点から見て、どのような状況になっているかということ税目ごとに示したものでございます。

6～7 ページは、地方税にとって、この偏在性というものは非常に大きな課題でございますけれども、それぞれの税目についてどれほど偏在しているかについて、人口1人当たりの税収額を指数化して比較しております。地方法人二税、法人事業税と法人住民税を足したものについては、東京都と奈良県で6.6倍、地方税全体では3倍程度、地方消費税では1.8倍程度に収まっているというようなことをまとめたものでございます。

8 ページは、平成20年度の税制改正におきまして、暫定的な措置として法人事業税の一部を地方法人特別税、形式的に国税とした上で、人口及び従業者数により各県に按分・譲与する仕組みを導入しておりますが、その内容を示しているものでございます。参考までに付けさせていただきます。

9 ページ、最後のページで、課税自主権の拡大についてでございます。上の方は法定外税でございますけれども、この法定外税につきましても平成12年の地方分権一括法の際の制度改正によりまして、例えば一定の要件に反しない限り、総務大臣は同意しなければいけないというふうな規定ぶりになっております。そうしたこともありまして、法定外税の導入状況が右の方でございますが、件数は随分増えてきております。44都道府県、12市町村で導入されているという状況でございますが、ただ、額を見ま

すと、平成 20 年度決算ベースで 447 億円、地方税収の 0.1%程度という状況にとどまっております。

併せまして、超過課税等についても制限税率の廃止あるいは緩和等によって対応してきておるところでございまして、地方団体側もその導入を拡大してきておりますが、右下のところでは 21 年度の決算見込額でございまして、4,000 億円程度ということで、主要税目が法定化されておる中で、地方団体も課税自主権を活用してそれなりに頑張っているという状況でございまして、超過課税の分で 1%、法定外税分で 0.1%程度に現在はとどまっているという状況でございまして。

説明は以上であります。

○神野委員長

ありがとうございました。

それでは、論点から言えば、お手元の資料の大綱のアンダーラインが引いてあるところを見ていただければおわかりのように、国と地方との税源配分の在り方、偏在性、安定的な地方税体系の構築、それから、地方税に関する国の関与の問題ぐらいが論点になるかと思いますが、どなたからでも結構でございまして。御意見をちょうだいできればと思います。

それでは、池上委員、どうぞ。

○池上委員

先ほど、消費税のところについても少し申し上げましたけれども、地域主権ということを考えておられるので、その財源を確認するとすれば、地方消費税を重視することが選択肢となるのです。もう一つ、これは地方交付税と絡んでしまうのですが、国の消費税の中で地方交付税の原資に入っている部分が国税の 29.5%あるわけではございますけれども、もともと消費税の偏在度が小さいということはわかっているわけですから、その部分の一部を例えば地方消費税に移してしまっていて、逆にそれに相当する分だけ、例えば法人住民税の法人税割を国税に一旦移譲して地方交付税の原資の中に入れてしまうということをやれば、地域間の税収の格差を縮めるということも可能かと思っております。

ただ、せっかく資料で説明がございましたけれども、地方法人二税という書き方がよく出てくるのですが、私はこれは余り良い言い方ではないと思っております。やはり法人住民税と法人事業税というものは性格が違うのではないかと考えておまして、法人事業税の方は、これは前回申し上げましたけれども、やはり付加価値割を拡大した上で地方税として維持すべきだろうというふうに思っております。

簡単ですが、以上です。

○神野委員長

地方税に関して、ほかはいかがでございましてか。

それでは、井手委員、どうぞ。

○井手委員

今日の御説明を聞いていますと、やはり偏在性なり不安定性をどういうふうには是正していくのかという点が地方税では重要なんだろうと思います。

それで、今、地方法人二税というふうに言ってしまうと池上委員から怒られてしまうかもしれませんので、法人事業税というふうに限定して申し上げれば、1つはやはり法人事業税の外形標準化なり付加価値割の部分を増やしていくという議論があるのかと思います。もう一つが、今、池上委員からも御指摘のあった地方消費税の問題かというふうに思います。

ただ、地方税の話ばかりしていてもしょうがないので、やはり国税とのバランスを考えながら地方税をどう考えるかということになると思います。一つの考え方としては、外形標準化を進めていきますと、御存じのように、税率を引き下げることが可能になってまいりますから、その意味では、言わば地方が積極的に付加価値割を増やしていく中で税率を引き下げる。ただ、その見返りの財源というものが必要になるのであれば、その場合には地方消費税をという議論になるのかなと思います。

もう一つは、民主党のマニフェストを見ていて、国税法人税の中小企業の軽減税率ということが書き込まれておりまして、これをやるのか、やらないのかということと関わってくると思うんですが、もし、やるのだとするならば、一方で外形標準化といいますか、付加価値割を増やしていくという方向性でいきますと、欠損企業、特に中小欠損企業の負担の問題が出てまいりますから、双方で相殺する、つまり、国税レベルでの中小企業の軽減という部分と、地方の付加価値割というものをセットでとらえて、かつ、そのことによって地方の事業税の税率を引き下げる、そういうふうな相乗効果もあるのかなというように考えております。

あとは、地方消費税のことに言いますと、今日の資料がやはり面白くて、国際比較の資料を拝見していて、総税収に占める付加価値税の割合と、国税収入に占める付加価値税の割合というものが非常に異なる動きを示しているんです。これは何が異なるかといいますと、特に、日本とスウェーデンで2つの比率の格差が大きいんです。他の国は勿論、国税に占める割合の方が高いんですけれども、大体とんとんで推移しています。

何でこんなに両国で比率の差が大きくなるかといえば他国は地方で消費課税を行っているからではないでしょうか。スウェーデンは地方に付加価値税がないですし、日本の場合は恐らく、そこからの類推で言えば、地方課税が他国と比べて十分ではないということなのではないかと思います。そういう意味では、これらの国際的な動向と照らし合わせれば、多少は地方に地方消費税を持っていくということはあるのかなと思います。

ただ、その場合に財源の話ばかりをしていても仕方がなくて、やはりこれからサービス、特に対人社会サービスをどんどん増やしていくという方向性があるのだとするな

らば、これは「中福祉・中負担」であれ「高福祉・高負担」であれ、論点になると思いますが、その場合はやはり、そういった支出を実際に行う地方の財源が問題になってきますから、生活保障を行う自治体のために安定的な財源を付与するという観点とも一致するのかなというように考えております。

以上でございます。

○神野委員長

あとはいかがでしょうか。

田近委員、どうぞ。

○田近委員

少し視野が大きいといえますか、全体的な話なんですけれども、地方の税源はかなり5対5に近くなってきて、これは税源ですから、交付税の配分とか、交付税まで考えると、今は地方が6で、国が4ぐらいで、地方税のことなんですけれども、是非、ここでもいつか議論してもらいたいと思うのは、やはり地方の税源として住民税、個人所得税と、付加価値税といえますか、消費税をどう考えるか。地方の税源として、固定資産税は固有な税源として重要だということは言うに及ばない。

それで結局、長い間、ある意味で消費税にしたときも地方といろいろ議論があったわけです。その前は地方の特例で料飲税があったりして、個人的には残しておいてもよかったような気がするんですけれども、それで地方の税源として議論したのは、あ のとき、消費税というものは税率は地方では決められないではないか。地方消費税という議論は、あ のとき、もっと正面からやりましたね。地方にも消費税を組めるのかとか、ブラジルはやっているとか、やっていないとかをやって、さすがに消費税とい いますか、付加価値税と言った方がいいんですけれども、付加価値税として取るときには、地方独自で取るという仕組みは大変難しいので、国全体で取りましょう。それで、取った後に配分しましょう。ですから、それが地方税でどれだけなじむのかとい う議論を長年やってきたわけです。

それで、今、スウェーデンの話が出ましたけれども、答えは勿論、いろいろあると 思うんですが、一つのスウェーデンでの割り切りというものは、個人所得税をほとん どといいますか、全部地方にあげる。それで、上乘せ部分は国がやる。ただ、国の取 った部分というものは低所得者に対する還付などで組んで、ネットで国の所得税の収 入はマイナスになる。配分の方が多い。そういうことをやってきて、その代わり、付 加価値税は全部国である。その付加価値税は、基本的には日本と似ているんでしょ うけれども、そういう社会的なウェルフェアのことに使う。いろんな給付に使う。

ですから、勿論、ある国がやっているから模範などという気は全然ありませんし、 ただ、考え方の整理なんですけれども、何がポイントかといいますと、やはり地方に 固有なといいますか、地方に望ましい税源とは一体何だろうか。そうしますと、やは り課税ベースと税率が決められるのが地方税だろうというのが長年の議論だったわけ

です。

そういう点を考えると、これは前から言っているんですが、個人住民税はもっと根っこから考え直したらどうか。課税ベースにしてからも、ここでも言ったかもしれませんが、国のいろんな諸控除の何掛けみたいな形であって、生命保険料控除も地方にありましたね。ですから、生命保険料控除を個人住民税で何で考えなければいけないのかというようなものを含めて、ですから、言いたいのは、いろんな流れの中で、これから消費税を考える中で地方の部分も考えていかなければならないというのはわかるんですけども、もう少し、せっかく税調で専門家委員ということで言わせていただくなれば、やはり地方の固有の財源として住民税というものをもっと根っこからきちんと議論したらいいと思います。

それで実際、10%の税でも、このデータを見ていると、国が12.6兆円で、地方が11.3兆円ですから、そこそこいい形で取れているんです。ですから、もっと工夫すればもっといい形になるかもしれないというところで、税源移譲は即、地方消費税のこれからの配分と偏在是正というわけではないんだらうというのは前々から思っていましたので、是非、この場で個人住民税の在り方も含めて議論をしてもらいたいと思います。

○神野委員長

どうもありがとうございました。ほかはいかがでございますか。

よろしいですか。

環境税を含めて御発言があれば、まだ時間に少し余裕がございますので、ちょうどいできればと思います。

よろしいですか。

○翁委員

環境税については、暫定税率の部分についてはやはり環境税として考えていくということが求められると思うんですけども、先ほど御説明いただきましたように、現在のエネルギー関連諸税の負担というものをCO₂の排出量等と比べてみますと、いろいろ、まだこれから検討する余地がありそうですし、そのほかにも排出量取引などがどうなっているかとか、あと、先ほど業務とか家庭のところはかなり排出があるということでしたけれども、そういったことを総合的にいろいろ勘案して税率を変化させていくということが必要かなと思っております。

それから、地方税については、今、田近先生がおっしゃったとおり、地方消費税はやはり税収の偏在性がなくて、安定的な税としてメリットがあるわけですけども、私も住民税といった税も、負担と受益の関係が明確で、自治体が責任を持って税率も決められるというような意味で、自治体財政に対する責任の強化という観点からも、議論をしていく必要があるかなと思っております。

○神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、辻山委員、どうぞ。

○辻山委員

先ほどいただいた「資料（エネルギー関係諸税）」の3ページなんですけれども、この左下の方に「基本的施策」として、平成23年度、もう時間が間近に迫っているわけですが、ここで国際的に見ても排出量取引の姿というものがまだまだはっきりしていない今、会計でも非常に問題になっておまして、それをどういうふうに会計処理するのかということ、これは排出量取引で考える考え方と、あと、いわゆる排出枠といいますか、権利をやりとりするという考え方があるその辺をきちとした上でないと、これらを隅々まで実務的なところまで検討して実施しないと、かなり混乱が起きるという懸念があるのではないかと考えております。

この資料を拝見しますともっと検討を必要とするものが、今、この段階で書かれているので、その点が少し心配な点だなと考えております。

○神野委員長

今、おっしゃったのは、税に入る前に排出権取引などの議論を同時に進めないということですか。

○辻山委員

このところは税とは関係ないということではなく、これも含めて一種の全体のスキームをつくるわけですね。

○神野委員長

はい。

○辻山委員

排出量については取引の形態もいろんな形態がありますので、これを導入するのであれば、実際にどういう姿で入るのかということ、きちと早目に議論する必要があるという趣旨です。

○神野委員長

この課題ではなく、環境関係ではやっていると思いますが、そちらとの関連で税も考えようという趣旨で受け取ってよろしいですか。

○辻山委員

はい。

○神野委員長

それでは、大急ぎで急がせてしまったことをおわびした上で、一応、時間でございます。

副大臣、何かございますでしょうか。

○峰崎財務副大臣

おおよそ一巡したんでしょうか。

○神野委員長

はい。

○峰崎財務副大臣

また次の回に繰り越されたということで、これからの段取りというんでしょうか、また御相談させていただきたいと思います。

○神野委員長

それでは、今もお話がありましたが、当面、こちらはピッチを上げるということで対応させていただければと思いますけれども、一応、本日の会合はこれで終わらせていただいて、次回は4月20日火曜日午後4時から、この場所で予定をいたしております。

これまで一応、一当たり主要税目をおさらいしたわけですがけれども、何せ足早に議論を進めさせていただいておりますので、議論をし足りなかった事項が多々あると思いますので、次回はそうした議論が不足していた論点や、また、委員の皆様方からこういう論点もというふうに御提起いただければと思ひまして、一度、自由討議ということで議論をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、本日の記者に対する説明は、この後、この場で私の方からさせていただきたいと思ひますので、御承知おき方、お願いをいたします。

それではこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。

内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。